

工学系研究科・工学部  
2020-2021年度海外武者修行（海外渡航）募集要項

【趣旨】

海外武者修行とは、学生が自分自身で訪問先をアレンジして、海外の著名な研究室を訪問するための渡航支援の取組みである。自分の研究成果について発表を行い、各分野の一流の専門家からレビューを受けることにより、当該分野の国際コミュニティにおける自身の研究の立ち位置を確認し、研究へのモチベーションを高めると同時に、国際共同研究のきっかけを掴むことが期待される。今年度は下記学生を対象に、海外武者修行の実施を支援する。

【対象者】

申請時及び派遣期間を通じて工学系研究科・工学部に在籍する大学院生および学部生で、過去に海外武者修行に参加したことがなく、応募時に下記のいずれかに該当する者。なお、2020年度の入学者で応募締切日までに未渡日の留学生は対象外とする。（2020-2021年度海外武者修行（オンライン）との併願は可とする。）

1. 2020年4月または9月入学の博士課程1年生
2. 2021年3月から2022年9月に修了予定の修士課程学生
3. 2021年3月までに卒業予定の学部4年生（実施期間が2020年度中の学生については工学系研究科に進学予定の学生）

【募集人数】

30名程度

【実施期間】

2021年1月25日～2021年9月30日の間に実施するもの

ただし、2021年3月20日から2021年4月5日の期間は実施期間とすることはできない。また、本プログラムにおいては、他の経費（博士課程RA、科研費等）から旅費が支給される海外出張等と合わせて実施することはできない。

【支援内容】

一人あたり40万円※を上限として、エコノミークラス往復航空券代（国内・現地空港税、燃料サーチャージを含む）、現地滞在費（宿泊代・日当）を支援する。学会参加費等その他参加にかかる費用については、工学系研究科で認められ、かつ総額40万円の上限の範囲であれば支援する。また、総額40万円を超える分は各自が支払うこと。（各費用の支給額は学内規則等の定めるところによる。）

※40万円には、渡航先で設定されている検疫期間への対応等に要する費用も含む。

### 【支援対象となる計画の要件】

1. 学生自らが企画するもので、海外の一流研究室を訪問し、訪問先機関の研究者から学生自身の研究内容のレビューを受けること。さらに、単に訪問するだけでなく、共同研究・今後の国際連携の具体的な相談や実施などを計画に含めることを推奨する。なお申請に当たっては、指導教員の許可及び所属の専攻・学科長の推薦が得られる計画であること。
2. 訪問先機関は最大2機関（ただし、国際学会の参加はこの中に含まない）までとし、渡航開始までに訪問許可を必ず得ること。訪問許可の得られない機関への渡航は原則認めない。
3. 計画の一部に、国際会議参加・発表を含んでもよい。ただし、当該参加・発表を主な目的とする計画は支援対象とはしない。また、応募多数の場合は、国際会議を含まない計画が優先される場合がある。
4. 外国人留学生が申請する場合には、自身の出身国・地域への渡航計画は認められない。

### 【応募・選考方法】

応募を希望する学生は、申請書類を各専攻・学科が定める応募締切日までに指導教員の許可を受けた上で所属の専攻・学科長宛てに提出すること。具体的な締切日、提出方法については所属する専攻・学科事務室に確認すること。応募時と海外渡航時で指導教員が異なる場合には、海外渡航時の指導教員の許可を得ること。ただし、申請書類は応募時に所属の専攻・学科を通じて提出すること。

海外武者修行の選考委員会において選考を行い、2020年12月中に結果を通知する。

### 【応募締切】

各専攻長・学科長から研究科長・学部長への書類の提出期限日：2020年12月16日（水）

各専攻・学科内での締切は上記締切と異なるため、各自必ず所属専攻・学科に確認すること。

### 【申請書類】

(※すべてA4判で提出すること。)

①申請書 所定様式：署名前のExcelファイル及び署名後PDFファイル化したもの

②大学入学後全学期の成績証明書の写し

※成績評価の基準（何段階評価か、等）が説明されている部分も含めて提出すること。

※国内外を問わず、他大学に在籍していた経験がある者はその大学の成績証明書も提出すること。

③英語能力試験結果等の写し

※TOEFL iBT、IELTS（アカデミック・モジュール）またはTOEICが望ましいが、それ以外でも可。公式スコアが望ましいが、取得していない場合には、非公式のテストスコアでも可。

④海外派遣先の受入許可証、受入を同意するメール等の写し、コンタクト中のものは、そのメールの写し等。

⑤学会に参加する場合は、学会のホームページの写し等概要がわかる書類

### 【海外留学保険】

参加者は、渡航日から帰国日までの期間をカバーする学研災付帯海外留学保険「付帯海学」および同等の内容の海外旅行傷害保険等に各自必ず加入して渡航すること。費用については自己負担とする。

### 【留意事項】

1. 本プログラムの趣旨を理解の上、十分な成果を上げるように努めること。
2. 本プログラムは研究力強化の取り組みの一環である。学生の個人的な都合のための渡航（留学のための面接など）や単なる研究室見学に流用することは厳に慎むこと。
3. 本学の授業・試験期間、学務上の留意点、その他各自の予定等を十分確認したうえで、申請すること。
4. 参加学生は本学を代表する立場にあることを自覚し、渡航先の機関・国の法令、規則、規定、マナー等を遵守すること。
5. 本プログラム採用後、やむを得ない事情により、参加を辞退する場合には、速やかに所属の専攻・学科事務室及び国際推進課国際交流チームへ申し出ること。
6. 本プログラム採用後、申請時からの計画変更がある場合には、再審査を行うことがある。また、支援対象となる計画の要件を満たさなくなった場合には、採用を取り消すことがある。
7. 採用者が、受給者として適当でない事実があったときは、採用を取り消すことがある。また、既に支給した奨学金の全額又は一部を返納させることがある。
8. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的感染拡大とそれに伴う世界情勢等により、今後本事業が中止となる可能性があることに留意すること。
9. COVID-19の影響により例年以上に海外渡航に関する手続きに時間を要することが想定されるため、申請前から訪問機関との受入の調整や、渡航時のビザ取得準備等、事前に進めておくこと。

なお、訪問先の選定にあたっては、外務省が発出する「海外安全情報」である「危険情報」・「感染症危険情報」及び訪問先機関の COVID-19 への対応状況等について十分情報を確認すること。また、渡航先からの帰国時に必要な手続き等に関しても事前に十分確認すること。

【参考】外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

10. 国費留学生については、現地滞在費（宿泊費・日当）の受給に制約があるため留意すること。

### 【報告書の提出、報告会における発表】

本海外武者修行参加者は、帰国後1週間以内に国際推進課国際交流チーム宛に報告書を提出すること。

また、研究科が実施する海外武者修行報告会において、成果を発表することとする。

### 【問合せ先】

※海外武者修行全体についての問い合わせ先となります。募集締切日等については所属の専攻・学科事務室にお問い合わせください。

国際推進課国際交流チーム（担当：千國・山田）

Email: oice-jimu.t@gs.mail.u-tokyo.ac.jp